

消費生活相談員 資格試験対策講座

国家資格！



人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員を目指してみませんか。

消費生活相談員は全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事しています。

- 申込開始： 6月27日（月）12:00～（定員に達した時点で受付終了）
- 開講日： 7月1日（金）
- 受講方法： eラーニング
 - ・PC、スマホ、タブレットから受講できます
 - ・オンデマンド講座（合計約30時間）
- 受講料： 無料
- 定員： 1600名（先着順）
- 申込方法： 下記URLまたは二次元コードからお申込みください。



<https://forms.gle/qSMTcjAc2XMjVNC07>



※お申込者には、申込完了の自動返信メールが届きます。（受講決定通知はメールで別途お送りします）
※本講座は消費生活相談員試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。
※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況に関するアンケートに御協力頂きます。
※新たに消費生活相談員資格の取得を目指される方はどなたでも受講できます。既に「消費生活専門相談員」資格及び「消費生活アドバイザー」資格の両方をお持ちの方はご遠慮ください。

本講座の特徴



充実の講師陣

各テーマを専門とする弁護士等が登壇します

全国・いつでも・どこでも

インターネット環境があれば、
お仕事や勉強の隙間時間にどこでも受講できます



2つの試験を同時に対策

消費生活アドバイザー試験と消費生活専門相談員試験の両方に対応した講座カリキュラムです

就業を見据えた支援

消費生活センターでの勤務を見据え、消費生活センターでの仕事をテーマにした実務対策講座も実施します

この事業は、消費者庁から委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。

詳細は裏面へ

■講座の内容（全33コマ／講義時間30時間程度）

※順次動画をアップ

消費生活相談員の役割／消費生活センターでの仕事とは
消費者問題／消費者行政／消費者基本法／消費者安全法／民法／消費者契約法／特定商取引法／割賦販売法／決済／金融商品／多重債務と貸金業法／個人情報保護法／情報通信・ネットトラブル／景品表示法／家庭用品品質表示法／製品安全／衣食住に関わる知識／環境・エネルギー／民事紛争／経済一般／企業経営／医療と健康／社会保険と福祉／消費者教育／試験対策講座／論文の書き方講座／面接対策

■資格を取得するには

以下2つの試験のうち、いずれかの試験に合格すると「消費生活相談員」の国家資格が付与されます。

消費生活アドバイザー試験の概要

- ▶ **申込期間** 7月1日（金）～8月31日（水）
- ▶ **1次試験**
択一および〇×式、下記いずれかの1日を選択
10月8日（土）10～12時または13～15時
10月15日（土）13～15時
10月16日（日）13～15時
※47都道府県のCBT試験会場で受験
※テストセンターでコンピューターを使用して受験
- ▶ **2次試験（論文・面接）**
11月27日（日）
※札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の指定会場
※面接試験は論文試験終了後、同日に実施
- ▶ **最終合格発表日**：2023年2月1日（水）
- ▶ **受験料**：16,500円
- ▶ **実施機関**：（一財）日本産業協会
詳細は下記URLからご確認ください。
<https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/2022-test.html>

消費生活専門相談員試験の概要

- ▶ **申込期間** 6月20日（月）～8月1日（月）
- ▶ **1次試験**
マークシート式および論文
10月15日（土）
※全国22か所の試験会場で実施
- ▶ **2次試験（面接）**
12月10日（土）札幌、東京、名古屋
12月11日（日）大阪、福岡
- ▶ **最終合格発表日**：2022年12月下旬
- ▶ **受験料**：14,300円
- ▶ **実施機関**：（独）国民生活センター
詳細は下記URLからご確認ください。
<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

※ どちらの試験も1次試験を通過した場合のみ、2次試験を実施。

※ 受験料は自己負担です。※ 両方の試験を受験することが可能です。

※ 各試験については、試験実施機関のウェブサイト及び受験要項などを必ずご確認ください。

資格試験対策講座に関するFAQ

Q: この講座は無料ですか？

A: はい、無料です。ただし通信料、試験受験料は自己負担となります。

Q: この講座は、2つの試験の両方の対策になるのですか？

A: はい、両方の試験に対応した講座となります。

Q: どちらか一方の資格を持っている人でも受講できますか？

A: はい、受講できます。両方の資格をお持ちの方はご遠慮ください。

Q: 学生でも受講できますか？

A: はい、受講できます。

Q: テキストはもらえるのですか？

A: 各自でダウンロードしてご用意いただきます。

Q: 論文対策の講座はどのようなものですか？

A: 論文の書き方のポイントなどを講座内でお伝えします。



問合せ先（受託事業者）

一般財団法人 日本消費者協会 （相談員資格取得支援事業推進室）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石ビル3階

メール：2022soudanin@jca-home.com

電話番号（代表）：03-5282-5311 ※平日10～12時・13～17時

（原則メールで問合せを頂きますようお願いいたします。）